

第1回 知名町振興計画審議会 次第

日 時：令和元年5月 13 日（月）

午後3時00分～

場 所：知名町商工会2階会議室

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 会長・副会長選出

5. 諮 問

6. 議 題

(協議事項)

第1号 知名町振興計画審議会の運営について (資料1)

(報告事項)

第1号 第6次知名町総合計画策定方針について (資料2)

第2号 第6次知名町総合計画構成について (資料3)

7. その他

8. 閉 会

【配布資料】

資料0 ……会次第/席次表・会場レイアウト

資料1 ……知名町振興計画審議会の運営について

資料2 ……第6次知名町総合計画策定方針

資料3 ……第6次知名町総合計画構成

【参考資料】

参考資料1 ……第6次知名町総合計画策定について（諮問）

参考資料2 ……知名町の住民基本台帳の推移（H25～H31）

知名町振興計画審議会の運営について（案）

■設置根拠

- ・知名町振興計画審議会条例（別紙1-1）

■役割

- ・知名町振興計画について町長より諮問を受け、総合計画の基本構想の案について町長に答申する。

■構成

- ・町議会、教育委員、農業委員、各種団体等の代表者及び学識経験者の20名で構成する。（別紙1-2）

■運営・進め方

- ・地方自治体を取り巻く社会経済情勢の変化や知名町の現状、町民意識の動向など、総合計画の策定に関する情報を共有しながら、基本構想案の段階から審議を行い、最終的に令和2年2月を目途に答申する。

■会議録の調製及び会議録等の公開について（別紙1-3）

- ・議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。
 - ①開催の日時及び場所
 - ②出席者及び欠席者の氏名
 - ③会議事項（議題及び会議結果）
 - ④会議の経過（議事の要旨）
- ・会議録は、会長が署名した日をもって確定するものとする。
- ・会議録及び会議資料は、公開するものとし、公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

■審議会の開催概要（予定）

会議	開催期日	開催内容
第1回 審議会	令和元年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の諮問 ・審議会の運営 ・策定方針
第2回 審議会	令和元年9月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想案の審議 ・アクションプラン骨子案の審議
第3回 審議会	令和元年11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想修正案の審議 ・アクションプラン素案の審議
第4回 審議会	令和2年2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプラン修正案の審議 ・計画策定の答申案

※町長への答申は別途設定する。（会長及び副会長で対応予定）

知名町振興計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、知名町振興計画に関し、必要な事項を調査および審議させるため、知名町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は委員 20 人をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 各種団体の代表
- (5) 学職経験者

3 前項第4号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行なうことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は企画振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

知名町振興計画審議会委員名簿

(五十音順)

No	氏名	所属団体等	号数
1	朝戸 武勝	知名町社会福祉協議会	第4号
2	東 善一郎	沖永良部島漁業協同組合	第4号
3	今榮 歌菜子	星槎大学沖永良部サテライトカレッジ	第5号
4	大蔵 聰	医療法人英世会 大蔵医院	第5号
5	大蔵 哲治	知名町議会	第1号
6	大山 英達	知名町P T A連絡協議会	第4号
7	神崎 千恵子	社会福祉法人幸福福祉会 しらゆり保育園	第5号
8	木脇 茂盛	知名町区長会	第4号
9	先間 秀明	知名町農業委員会	第3号
10	宗村 好信	知名町青年連絡協議会	第4号
11	園田 公子	知名町地域女性団体連絡協議会	第4号
12	平 秀徳	知名町議会	第1号
13	高野 雄一	知名町教育委員	第2号
14	外山 利章	知名町議会	第1号
15	名間 武忠	知名町議会	第1号
16	原田 孝志	知名町商工会	第4号
17	福 茂治	あまみ農業協同組合知名事業本部	第4号
18	淵辺 精四郎	知名町老人クラブ連合会	第4号
19	古村 英次郎	一般社団法人おきのえらぶ島観光協会	第5号
20	前田 純也	NPO 法人沖永良部スポーツクラブ・ELOVE	第5号

(敬称略)

公開様式イメージ

会議の名称	第1回知名町振興計画審議会
開催日時	令和元年5月13日(月) 午後3時から4時30分まで
開催場所	知名町商工会2階会議室
出席者	委員:○○委員… 事務局:○○課長…
欠席者	○○委員…
議題 (次第)	<p>1. 開会 2. 町長あいさつ 3. 委嘱状交付 4. 会長・副会長選出 5. 質問 6. 議題 (協議事項) 第1号 知名町振興計画審議会の運営について (報告事項) 第1号 第6次知名町総合計画策定方針について 第2号 第6次知名町総合計画構成について 7. その他 8. 閉会</p>
配布資料	<p>①会次第/席次表・会場レイアウト ②知名町振興計画審議会の運営について ③第6次知名町総合計画策定方針 ④第6次知名町総合計画構成 ⑤第6次知名町総合計画策定について(質問) ⑥知名町の住民基本台帳の推移(H25~H31)</p>
その他事項	審議会の協議により、発言者氏名は記載しないこととする。
主管課	企画振興課

会議録

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局	
町長	
事務局	
委員	
…	
…	
…	
…	
…	
…	
…	
…	
…	
事務局	

審議会長

印

第6次知名町総合計画策定方針



令和元年5月（第2版）
知名町

1 計画策定の趣旨

本町では、町政運営の基本的な指針として2010年（平成22年）3月に策定した「第5次知名町総合振興計画」に基づき、計画的・総合的なまちづくり政策・施策を展開してきている。

それから9年が経過し、人口減少社会のさらなる進展、経済成長の鈍化、町民参加型社会への移行など本町を取り巻く社会経済情勢が変化する中、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められている。

また、社会経済情勢の先行きに不透明感が増す中、町では行財政運営の基盤強化を図り、町民ニーズを的確に捉えた戦略的なまちづくりを展開し、持続可能な町政運営を確立していくことが必要である。

有識者等でつくる民間研究機関である日本創成会議では、消滅可能性都市が全国計896自治体になるとしており、本町も消滅可能性都市に含まれる中、人口の定着や新たな獲得に向けた自治体間競争がさらに激化することが予測されることから、本町の存在意義を認識し、魅力あるまちとしての価値を高めていくことが必要となる。

2011年（平成23年）、国においては、地方の自由度と責任の拡大を図るため、地方分権改革推進計画に基づき地方自治法が改正され、市町村に課されていた基本構想の策定義務と議会での議決が撤廃された。

そのため、総合計画の策定自体を含め、役割や位置づけについても自治体が独自に判断することとなっている。

本町としては、今後も引き続き基本構想を、町政運営の長期的ビジョンとして基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって推進していくことは、将来像の実現にとって不可欠であると考えている。

そのため、町民ニーズへの的確な対応と町民等とともにつくりあげるまちづくりを基調とし、本町のめざすべき明確な将来の姿とその実現に資する政策・施策をまとめ、新たなまちづくりや町政運営の指針となる「第6次知名町総合計画」を策定する。

2 計画の位置づけ及び役割等

(1) 根拠、位置づけ

2011年（平成23年）年8月に地方自治法が改正（第2条第4項削除）され、総合計画の策定義務がなくなり、地方自治法上の議決案件ではなくなった。

しかしながら、総合的かつ計画的な町政の運営を行うための基本的な指針とする町の最上位の計画として位置する「総合計画」を策定することが今後も不可欠であると考え、本町では、2013年（平成25年）3月、「知名町議会基本条例」を制定し、それに基づき総合計画の策定の根拠を規定することとしている。

(2) 総合計画の役割

本町における総合計画の基本的な役割について、次のとおり整理する。

① 行政運営の基本となる最上位計画

本町の将来ビジョンに向けた行政運営の指針となるとともに、分野別のまちづくりを進める上で最上位の指針としての役割を果たす。

そのため、今後の策定を予定している計画等と十分に整合を図り、連動させていくとともに、既存の分野別計画とも整合を図るものとする。

② 町民と将来像・目標を共有し、協働で進めるまちづくり計画

町民・事業者・行政等、さまざまな主体が協働のまちづくりを進めていく上で、共有すべき指針としての役割を果たす。

③ 将来像・目標を実現するための行政の経営計画

総合的で計画的な行財政運営を行うための指針としての役割を果たす。

④ 他の行政機関との相互調整の指針

国や県等が策定する計画や実施する事務事業に反映されるなど、相互調整の指針としての役割を果たす。

3 計画の構成

長期的視点に立った計画的な町政運営を進める観点から、めざすまちの姿とその実現のための基本的な方向性を示す必要があるとともに、社会経済情勢や財政状況の変化に対応していくことも求められている。そのため、総合計画は、基本構想、実施計画（年次計画）の2層構造で構成する。

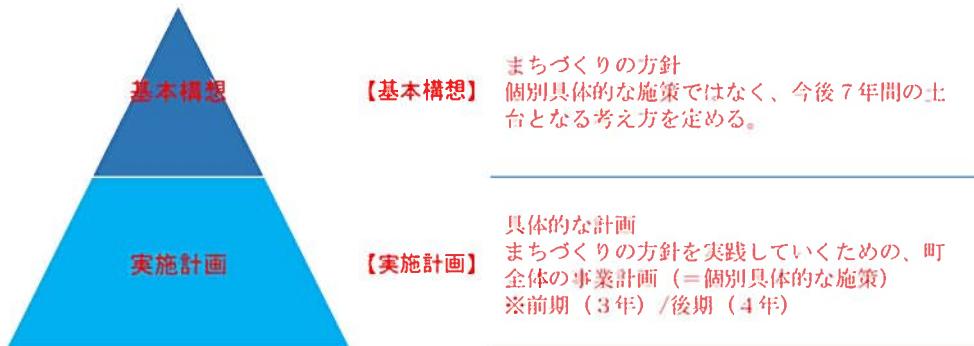
(1) 基本構想

本町がめざすべき将来像を方向付けるとともに、まちづくりの基本的な理念や方向などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定める。

(2) 実施計画（年次計画）

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針とする。

■総合計画の構成概念図



(4) 部門別計画等との関係について

総合計画と町の部門別計画との関係を整理し、町全体の計画体系を明確にする。

また、部門別計画についても、総合計画の検討と合わせ、必要に応じて見直しを行い、同時期及び今後策定する予定の部門別計画については、総合計画を踏まえた内容として、可能な限り計画期間等と整合を図るものとする。

(5) 総合計画の進捗管理及び評価手法の検討

各政策・施策、事務事業の進捗管理や評価を行うことによるP D C Aのマネジメントサイクルを、より実効的なものとするための手法について検討を進めることとする。

4 計画の期間

「第5次知名町総合振興計画」では、2010年度（平成22年度）～2019年度（平成31年度）の10年計画（5年ごとの見直し）となっている。

「第6次知名町総合計画」においては、より一層マニフェストと整合を図ることのできる計画とすべく、「基本構想を7年間」とする。

なお、実施計画については、3年間のローリング方式で毎年更新することにより実効性の高い計画とする。

■ 基本構想を7年間、計画を前期3年間、後期4年間



5 計画策定の基本視点

(1) 知名町における、今後の総合計画の方向性

総合計画は、インフラ整備等が中心のハード的な計画から総花的な計画へ、そして厳しい財政状況を反映した、シビルミニマム型の計画へと、変遷を続けている。しかし、地方分権が進む中、総合計画の果たすべき役割は大きく様変わりしつつあり、従来の形式にこだわらず、各自治体の独自性を持った計画となっていく。

その中で、地方自治体の現状としては、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小が課題となっており、国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、地方自治体の雇用創出、都市部からの人口流入・転入、結婚・出産・子育てができる社会づくりなど、各自治体それぞれの特性を活かし、まちの活力アップに向けた取り組みを促進している。

■総合計画のこれまでとこれから



そこで、第6次知名町総合計画では、それら総合計画のあり方を踏まえるとともに、地方創生の取り組みを連動させ、町民、事業者、行政等が協働して本町の強み・魅力を活かしたまちづくりを進めていくことが必要である。

(2) 計画策定において大切にしたい視点

本町での総合計画策定の意義や今後の方向性を踏まえ、総合計画策定において大切にしたい視点を以下に示す。

- 魅力を再発掘、活用、発信する視点
本町固有の地域資源を再確認し、最大限に活用することで、まちの魅力価値を高めるとともに、町内外に発信していく。
- 協働によるまちづくりの視点
『第6次総合計画』の策定を契機に、より一層町民等と協力して、理想のまちづくり実現に向けた実行力を高める。
- 行政経営を高める視点
行政運営が厳しい中でも、さらに質の高いサービスを提供していくために、選択と集中による政策・施策の展開や、的確な進捗管理を行う。

6 計画策定の基本方針

第6次知名町総合計画は、町民と行政との協働のもとで、厳しい財政環境に耐え得る実効性ある計画とすることを目標に、特に次の点に留意し策定する。

(1) 中長期的な環境予測への対応

社会経済情勢や行財政状況の変化、町民ニーズの多様化等を踏まえた中長期的な環境予測により、実現性と実効性の高い計画の策定に努める。

(2) 選択と集中による効果的な事業の展開

限られた経営資源を効果的に配分するため、財政取支見通しとの連動を考慮しつつ、選択と集中により、効果的・効率的な事業展開を図る。

(3) 成果指標の設定

成果指標の設定により、町民と行政がともにめざす将来像の共有化を図るとともに、政策や施策の達成度を測る。

(4) 町民意見の反映

町民アンケート調査やまちづくり町民会議等の開催により、広く町民の意見を計画に反映させる。

(5) 職員の参画

町職員の主体的な参画により、全庁的な体制で計画策定に取り組む。また、業務における総合計画の積極的な活用及び職員意識・資質の向上をめざす。

(6) わかりやすく、活用できる計画

めざす将来像が共有でき、誰にとってもわかりやすく、活用できる計画とする。

7 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、振興計画審議会、策定委員会、策定作業部会、町長等の相互調整により全庁体制で進めるものとする。

(1) 振興計画審議会

町長の諮問機関として、学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、基本構想及び基本計画案について審議・答申を行う。

(2) 策定委員会

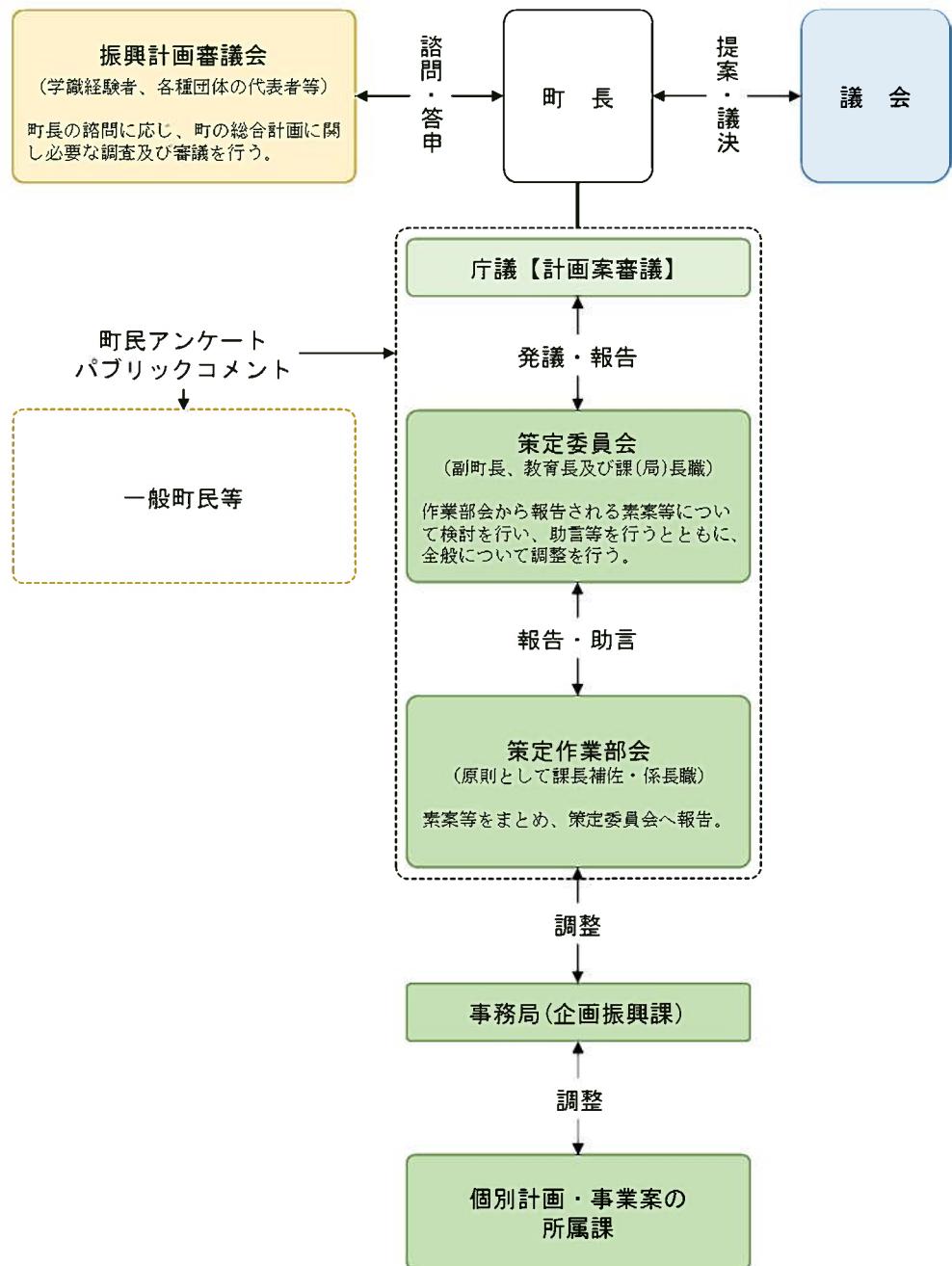
町長を除く庁議メンバーで、副町長、教育長及び課（局）長職の者で組織し、基本構想及び基本計画素案等を審議、決定する庁内案の最終決定機関とする。

(3) 策定作業部会

策定委員会の部会組織であり、原則として課長補佐・係長職で組織され、実質的な計画案等の検討組織となる。現行計画の検証から今後の方向性の検討などを行う。会議形式にこだわらず、自由に意見交換ができる議論の場とする。

また、専門的な事項及び分野別施策を検討及び審議を行う。策定作業部会は、分野別に6部会（仮）（①総務部会、②、環境・生活環境部会、③産業部会、④子育て・福祉部会、⑤教育・文化・健康部会、⑥まち基盤部会）編成とする。

■計画の策定体制図



8 計画策定の手法

総合計画の策定において幅広く町民の意見及び職員の提案を反映させるため、以下のような手法により、広く町民の意見を聴取し、計画への町民参画及び職員参画に努める。

(1) 町民アンケート調査

町民アンケート調査から得られた結果は、今後の政策・施策を検討する際の基礎資料として活用する他、町民と行政の協働により共通してめざしていくべき「成果指標」として設定できるか検討していく。

(2) まちづくり町民会議

町民の視点による本町の課題や将来像、解決方法等の検討を行うため、町民や町内の関係団体等によるワークショップ形式での意見収集を行う。

(3) パブリックコメント

町民に対し、第6次知名町総合計画（素案）の公表を行うことで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施する。

(4) 統計的現状把握

本町の概況などの各種資料、国勢調査等の各種統計および国、県の上位計画や福祉計画等の個別計画により、現状を把握し、課題等の抽出を行う。

(5) 第5次知名町総合振興計画の評価・検証

第5次知名町総合振興計画における政策・施策において、府内の担当課での評価・検証を行い、第6次知名町総合計画策定に係る課題抽出や今後の基本方針の検討を行う。

(6) その他

策定過程において、ホームページや広報紙等で経過を公開し、町民等に意見を求める機会をつくる。

9 参考

これまでの総合計画の変遷

総合計画	計画期間	将来像	時代背景
第1次	昭和45年度～昭和54年度	未記載	高度経済成長期 安定成長期
第2次	昭和55年度～平成元年	豊かで明るく住みよい知名町	安定成長期 バブル経済期
第3次	平成2年度～平成11年度	不明	バブル経済期 低成長期
改訂	平成7年度～平成11年度	豊かで明るく住みよいまち「ちな」	低成長期
第4次	平成12年度～平成21年度	豊かで明るく住みよい元気があるふるさと知名	低成長期
第5次	平成22年度～平成31年度	ずっと住み続けたい…誇りと自信溢れるまちだから	低成長期 アベノミクス景気

第6次知名町総合計画構成

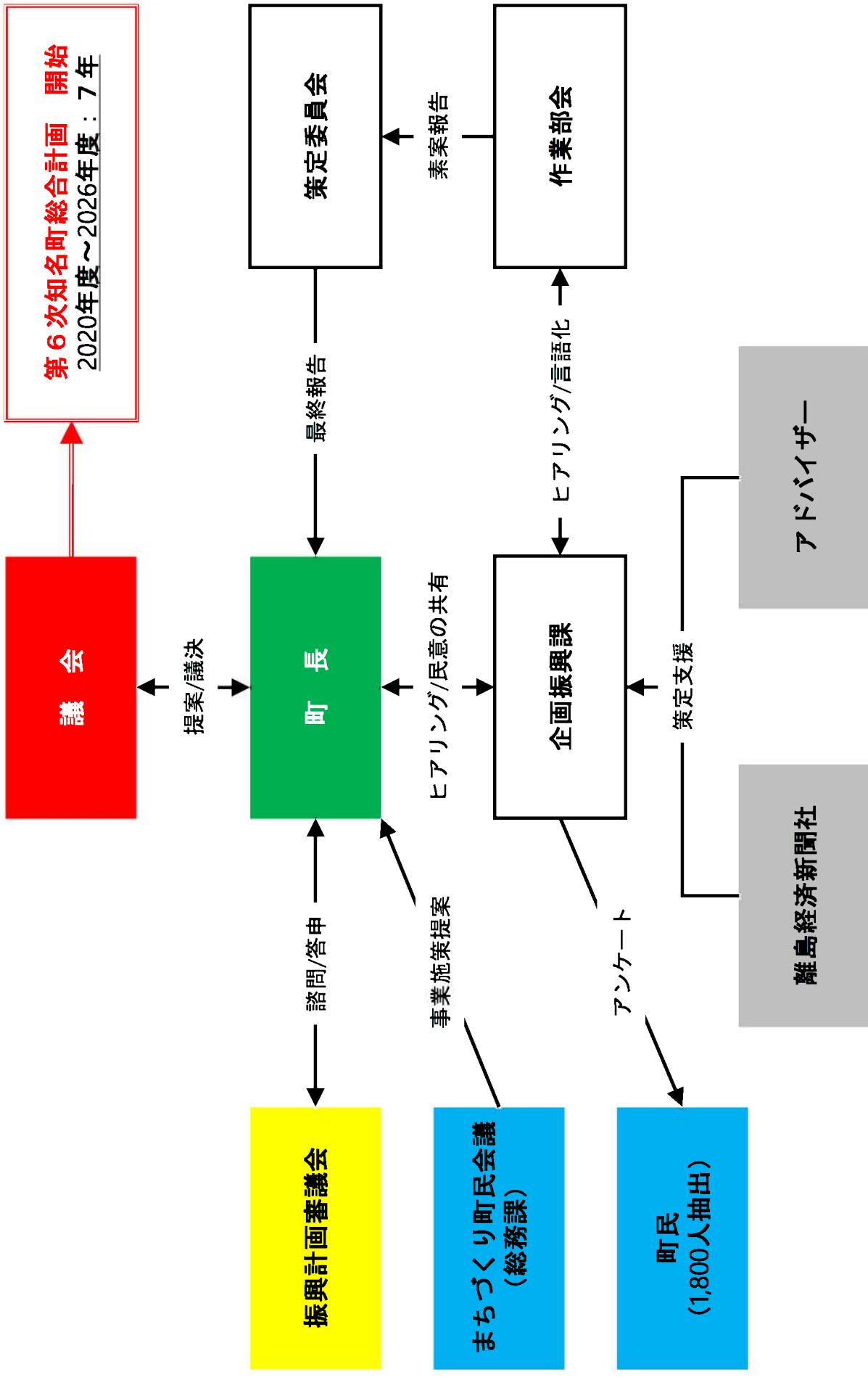
第6次知名町総合計画について

策定審議中の第6次知名町総合計画における全体の役割と、現在審議中の内容について、以下に図解としてまとめます。



第6次知名町総合計画

策定までの流れ



将来像を実現するために

基本理念

第5次総合振興計画で、該6章は3編
第1章に第7策を纏め、合計で7～4年に
当次に7～4年に纏め、政に纏めする予定

1

2

3

アクションプラン

基本理念を実現していくための行動方針

知名町が目指す将来像の実現に向けて長期的な視野に立つた時、「今から、できること」「今から、やつておくべきこと」を各基本理念に基づいて実行する行動方針として定め、これらに基づいて実施計画を進めます。

第5次総合振興計画での、基本計画32施策（第1章8施策、第2章8施策、第3章2施策、第4章2施策、第5章7施策、第6章2施策、第7章3施策）に該当し、第6次総合計画においては、20～30の行動方針（アクションプラン）に纏めする予定

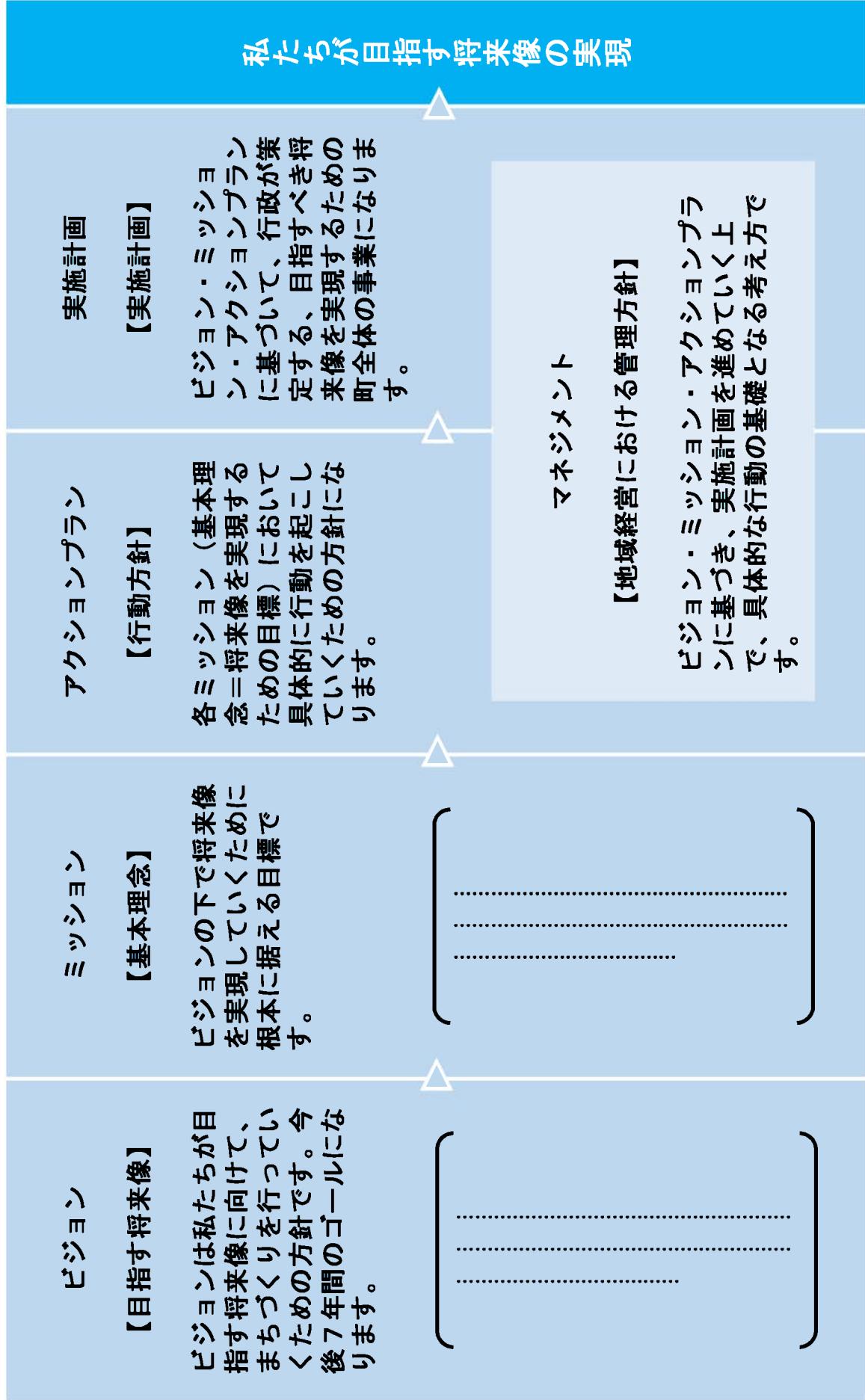
ミッション

基本理念

マネジメント
地域経営における管理方針

基本理念、行動方針を元に実施計画を着実に進めたりません。そのためには、将来にわたって安定的な町政運営をしていかなければなりません。そのためには、行財政基盤の強化はもちろん、町民と行政がそれぞれの立場で力を発揮し、連携していくことが不可欠です。
基本理念・行動方針を実践していくために、管理方針を定めます。

私たちが目指す将来像を実現するための道程



知企振第 148 号
令和元年 5月13日

知名町振興計画審議会長 様

知名町長 今井 力夫

第6次知名町総合計画策定について（諮問）

このことについて、知名町総合振興計画審議会条例第1条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諒問事項

第6次知名町総合計画策定について

2 諒問理由

本町では、平成22年3月に議決された第5次知名町総合振興計画（目標年次は令和元年度）「みんなで創り みんなで育む みんなのまち」に基づき、将来像「ずっと住み続けたい… 誇りと自信溢れるまちだから」の実現に向けたまちづくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。

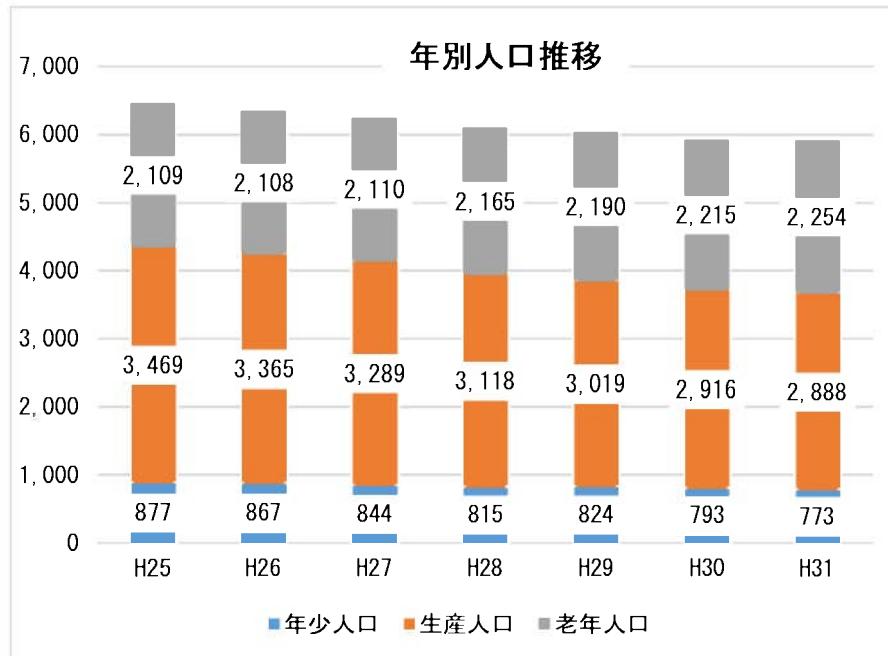
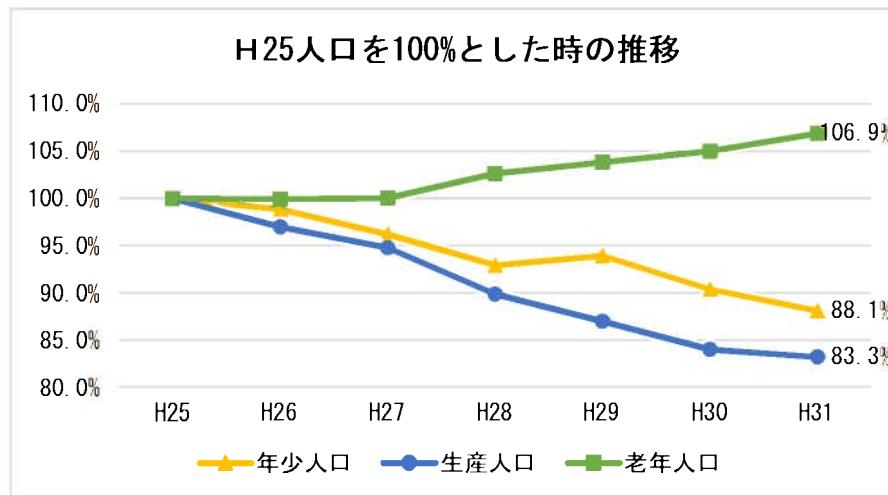
それから9年が経過し、人口減少社会のさらなる進展、経済成長の鈍化、町民参加型社会への移行など本町を取り巻く社会経済情勢が変化する中、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

また、社会経済情勢の先行きに不透明感が増す中、町では行財政運営の基盤強化を図り、町民ニーズを的確に捉えた戦略的なまちづくりを展開し、持続可能な町政運営を確立していくかなければなりません。

このような状況の中、現行の総合振興計画が令和元年度末をもってその計画期間を満了することから、本町を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、本町の将来像の実現に向けた取組を更に推進するため、新たな総合計画を策定することいたしました。

貴審議会には、この第6次知名町総合計画策定について、幅広い視点から審議していただきたく、諮問するものです。

知名町の住民基本台帳の推移（H25～H31）



■ 3階級別人口の推移

	住民基本台帳人口（各年4月1日現在）							H31-H25 増減
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
総人口比	100.0%	98.2%	96.7%	94.5%	93.5%	91.8%	91.6%	-540
0-14歳年少人口比	100.0%	98.9%	96.2%	92.9%	94.0%	90.4%	88.1%	-104
15-64歳生産人口比	100.0%	97.0%	94.8%	89.9%	87.0%	84.1%	83.3%	-581
65歳以上老人人口比	100.0%	100.0%	100.0%	102.7%	103.8%	105.0%	106.9%	145

比率はH25の値を100%として計算

■ 5歳階級別人口の推移

	住民基本台帳人口（各年4月1日現在）							H31-H25 増減
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
総数	6,455	6,340	6,243	6,098	6,033	5,924	5,915	-540
0-4歳	230	243	238	235	242	202	200	-30
5-9歳	344	315	315	283	294	286	290	-54
10-14歳	303	309	291	297	288	305	283	-20
15-19歳	288	259	249	234	225	220	235	-53
20-24歳	101	94	107	113	121	127	127	26
25-29歳	264	230	198	185	163	151	159	-105
30-34歳	316	352	358	330	303	272	246	-70
35-39歳	337	308	296	325	326	323	334	-3
40-44歳	302	312	319	301	324	332	343	41
45-49歳	294	282	293	284	278	279	309	15
50-54歳	383	356	322	285	288	298	282	-101
55-59歳	570	527	515	470	430	371	337	-233
60-64歳	614	645	632	591	561	543	516	-98
65-69歳	429	451	511	588	607	602	635	206
70-74歳	358	337	326	334	364	413	446	88
75-79歳	421	401	370	342	318	315	298	-123
80-84歳	419	415	391	380	369	359	338	-81
85-89歳	264	282	290	307	309	302	303	39
90-94歳	168	171	161	145	147	149	152	-16
95-99歳	42	45	54	59	65	64	70	28
100歳以上	8	6	7	10	11	11	12	4

第3章 施策の体系図

